

の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第4条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第5条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(様式第1号)とし、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、

当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務局に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号）第2条に規定する実施機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 条例第18条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（様式第2号）とする。

2 条例第18条第1項第8号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務を登録した年月日
- (2) 個人情報取扱事務を開始し、又は変更する年月日
- (3) 記録される個人情報の取扱いの委託の有無
- (4) 記録される個人情報の電子計算機結合の方法（議会の使用に係る電子計算機と議会以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、議会の保有個人情報を議会以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による提供の有無
- (5) 個人情報が記録される主な行政文書等の名称
(開示請求書)

第7条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第8条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第9条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書）

第10条 条例第25条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第4号）とする。

2 条例第25条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第11条 条例第26条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第6号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第12条 条例第27条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）とする。

（第三者意見照会書等）

第13条 条例第28条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第9号）とする。

3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第10号）とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第11号）とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第14条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面に

より行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務局における開示の実施を求める場合にあっては、事務局における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された求める開示の実施方法等の事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（費用負担）

第15条 条例第31条の議長が定める額は、別表のとおりとする。

2 開示の実施に要する費用は、前納とする。

（訂正請求書）

第16条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第12号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第17条 条例第35条第1項の書面は、訂正決定通知書（様式第13号）とする。

2 条例第35条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第14号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第18条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第15号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第19条 条例第37条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第16号）とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第20条 条例第38条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第17号）とする。

(利用停止請求書)

第21条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第18号）によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第22条 条例第42条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第19号）とする。

2 条例第42条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第20号）とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第23条 条例第43条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第21号）とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第24条 条例第44条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第22号）とする。

(諮問をした旨の通知書)

第25条 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第23号）により行うものとする。

別表（第15条関係）

1 文書及び図画

区分	金額
1 複写機（カラー複写機を除く。）により複写したものの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 カラー複写機により複写したものの交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき80円
3 1又は2の方法以外の方法により複写したものの交付	当該複写したものの作成に要する費用の額
4 1、2又は3に掲げるものの送付に要する費用	当該送付に要する郵便料金に相当する額

2 電磁的記録

区分	金額
1 用紙に出力したもの（これを複写機（カラー複写機を除く。）により複写したものを含む。）の交付（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円
2 録音カセットテープ（日本産業規格 C5568に適合する記録時間 120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき310円
3 ビデオカセットテープ（日本産業規格 C5581に適合する記録時間 120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき340円
4 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき150円
5 光ディスク（日本産業規格X0606、X6281及びX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき220円
6 1から5までの方法以外の方法により複写したものの交付	当該複写したものの作成に要する費用の額
7 1から6までに掲げるものの送付に要する費用	当該送付に要する郵便料金に相当する額

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として額を算定する。
- 2 県以外のものに発注して写しを作成した場合における費用の額は、この表に定める額にかかわらず、当該発注に係る費用の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第5条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年富山県議会告示第2号）の施行後遅滞なく」とする。

様式第1号（第5条関係） 個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿

管理番号		
個人情報ファイルの名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	
	所在地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別及び電算処理ファイルの有無	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号（マニュアル処理ファイル）
	（電算処理ファイルである場合） 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
備 考		

様式第2号 (第6条関係) 個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務登録簿

登録番号		事務区分 <input type="checkbox"/> 全庁共通事務 <input type="checkbox"/> 出先機関共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務	個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録組織		記録される個人情報の取扱いの委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
登録年月日				保有組織		記録される個人情報の電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
個人情報取扱事務の名称						記録される個人情報の電子計算機結合の方法による提供の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
記録される個人情報の利用目的 (根拠)						開始(変更)年月日		
						個人情報を取り扱う理由		
記録される個人の範囲	記録される個人情報の項目					記録される個人情報の取得先	記録される個人情報の経常的提供先の有無	
	基本的事項 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	心身の状況 <input type="checkbox"/> 健康状態・病歴 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 身体的特徴 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ()	家庭・経済 <input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	社会生活 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	思想信条等 <input type="checkbox"/> 思想・信条・信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 刊行物等
個人情報記録される主な行政文書等の件名 (記録媒体 <input type="checkbox"/> 文書・図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録)				備 考				

様式第3号 (第7条関係) 保有個人情報開示請求書

保有個人情報開示請求書

年 月 日

富山県議会議長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務局における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 ()
 <実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (7) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名
 (ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他 ()

様式第4号(第10条関係) 開示決定通知書

文書番号
年月日

(開示請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 部分開示)

[Empty box for disclosure details]

2 不開示とした部分とその理由(部分開示の場合)

[Empty box for non-disclosure reasons]

※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決)があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
 事務所における開示 (閲覧 写しの交付 その他 ())
 写しの送付
(2) 事務局における開示を実施することができる日時及び場所
期間: 年 月 日から 年 月 日まで
(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
時間:
場所:
※ 上記の期間から開示の実施を希望する日を「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出てください。
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数
準備日数 日
(4) 開示の実施に要する費用の額
写しの作成に要する費用 円
写しの送付に要する費用 郵便切手 円分

5 連絡先 (個人情報保有事務担当課) (電話番号)
(開示請求窓口) (電話番号)

様式第5号（第10条関係） 開示をしない旨の決定通知書

文書番号
年月日

(開示請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
事務担当課	(課 名) (電話番号)

- ※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- 2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。
- 3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第11条関係） 開示決定等期限延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	(課 名) (電話番号)

様式第7号（第12条関係） 開示決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号

年 月 日

(開示請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第27条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、以下の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
事務担当課	（課 名） （電話番号）

様式第8号（第13条関係） 第三者意見照会書

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

富山県議会議長

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同第28条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている <u>（あなた、貴社等）</u> に関する情報の内容	
連絡先及び意見書の提出先	担当室課名： 郵便番号： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

様式第9号（第13条関係） 第三者意見照会書

文 書 番 号
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

富山県議会議長

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同第28条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
連絡先及び意見書の提出先	課 名： 郵便番号： 所在地： 電話番号：
意見書の提出期限	年 月 日

様式第10号（第13条関係） 第三者開示決定等意見書

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

富山県議会議長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

郵便番号

住所又は居所

電話番号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

【事務担当課】

(課 名)

(電 話 番 号)

様式第11号（第13条関係） 反対意見書提出者への通知書

文 書 番 号

年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

富山県議会議長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	（課 名） （電話番号）

※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第16条関係） 訂正請求書

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

富山県議会議長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 開示決定通知書の日付： _____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

・ 本人確認等

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等	（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第13号（第17条関係） 訂正決定通知書

文 書 番 号

年 月 日

(訂正請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課	(課 名) (電 話 番 号)

- ※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- 2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。
- 3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第17条関係） 訂正をしない旨の決定通知書

文書番号
年月日

(訂正請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務担当課	(課名) (電話番号)

- ※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- 2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を富山県議会事務局総務課へ提出してください。
- 3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第18条関係） 訂正決定等期限延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

富山県議会議長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	（課 名） （電 話 番 号）

様式第16号（第19条関係） 訂正決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

富山県議会議長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第37条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	（課 名） （電話番号）

様式第17号（第20条関係） 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

富山県議会議長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同法第38条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課	（課 名） （電 話 番 号）

様式第18号（第21条関係） 利用停止請求書

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

富山県議会議長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____年 _____月 _____日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

・ 本人確認等

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 _____月 _____日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第19号（第22条関係） 利用停止決定通知書

文 書 番 号

年 月 日

(利用停止請求者) 様

富山県議会議長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
事務担当課	(課 名) (電話 番号)

※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号（第22条関係） 利用停止をしない旨の決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 殿

富山県議会議長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当課	(課 名) (電話 番号)

※1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

3 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決）があったことを知った日から6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第21号（第23条関係） 利用停止決定等期限延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

富山県議会議長

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課	（課 名） （電 話 番 号）

様式第22号（第24条関係） 利用停止決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

富山県議会議長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第44条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当課	（課 名） （電話番号）

様式第23号（第25条関係） 諮問をした旨の通知書

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

富山県議会議長

富山県個人情報保護審議会への諮問について（通知）

年 月 日付けの富山県議会議長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求の内容	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	(課 名) (電 話 番 号)

(注) 「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。